



| - | 気候変動の影響

人間活動等に起因して大気中に放出される温室効果ガスによって地球が暖められる現象を「地球温暖化」といいます。

近年、地球温暖化に伴う影響で異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第六次評価報告書第一作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられ、将来の影響予測として、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが予測されています。

気候変動の影響は、降水量や海面水位の変化、生態系の喪失といった自然界における影響だけでなく、インフラや食料不足、水不足など人間社会を含めて深刻な影響が想定されています。

図1-1 気候変動の影響

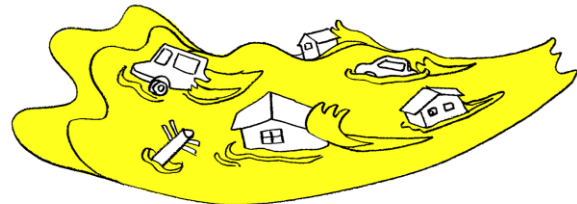
World 直近の50年間で世界的に気象・気候・水関連の災害と、それによる経済的損失が増加しています。



出典:WMO

Japan 日本は気候変動による被害や損失のリスクが世界でトップクラスと言われています。

出典:Global Climate Risk Index 2021/Germanwatch



近年の1日の降水量が200ミリ以上の大雨は、100年前と比べて約1.7倍の日数になっています。

出典:気候変動アクションガイド

本町の位置する岐阜県においても、令和3（2021）年8月の記録的な大雨では、県内の広い範囲で土砂災害警戒情報が発表されるなど、極めて危険な状態になり、県内各地で土砂災害や河川の溢水、竜巻などにより、多くの住家被害、農地や農業施設の被害、護岸の損壊、路側の欠壊などが発生しました。

1-2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向


(1) 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、京都議定書以降初めて、法的拘束力のあるパリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、世界の二酸化炭素の排出量を「2030 年までに 2010 年比で約 45%削減」し、「2050 年頃には正味ゼロ」とすることが必要であると示されています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取組が進められています。

図 1-2 各国の削減目標

各国の削減目標		
国名	削減目標	今世紀中頃にに向けた目標 ネットゼロを目指す国々
 中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 65% 以上削減 (2005 年比) <small>※CO₂ 排出量のピークを 2030 年より前にすることを指す</small>	2060 年までに CO ₂ 排出を実質ゼロにする
 EU	2030 年までに 温室効果ガスの排出量を 55% 以上削減 (1990 年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を実質ゼロにする
 インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 45% 削減 (2005 年比)	2070 年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2030 年度において 46% 削減 (2013 年比) <small>※さらに、50% の高みに向け、挑戦を続けていく</small>	2050 年までに 温室効果ガス排出を実質ゼロにする
 ロシア	2030 年までに 30% 削減 (1990 年比)	2060 年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	2030 年までに 温室効果ガスの排出量を 50-52% 削減 (2005 年比)	2050 年までに 温室効果ガス排出を実質ゼロにする

各国のNDC提出・表明等、実際のまま掲載しています。(2022年10月現在)

図 1-3 IPCC 報告書

温暖化と人間活動の影響の関係について これまでの報告書における表現の変化		
第 1 次報告書 First Assessment Report 1990	1990 年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第 2 次報告書 Second Assessment Report Climate Change 1995	1995 年	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第 3 次報告書 Third Assessment Report Climate Change 2001	2001 年	「可能性が高い」(66%以上) 過去 50 年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第 4 次報告書 Fourth Assessment Report Climate Change 2007	2007 年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20 世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第 5 次報告書 Fifth Assessment Report Climate Change 2013	2013 年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20 世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第 6 次報告書 Sixth Assessment Report Climate Change 2021	2021 年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことは 疑う余地がない。

出典: IPCC 第 6 次評価報告書

出典: 全国地球温暖化防止活動推進センター

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs(持続可能な開発目標)」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者など全ての個人、団体が取組主体となっています。17 の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求めら

られています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

図1-4 SDGs 17の目標



出典：国連広報センター

(2) 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和2(2020)年10月の所信表明において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に改正地球温暖化対策推進法(以下「温対法」という。)が施行されました。

温対法では、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

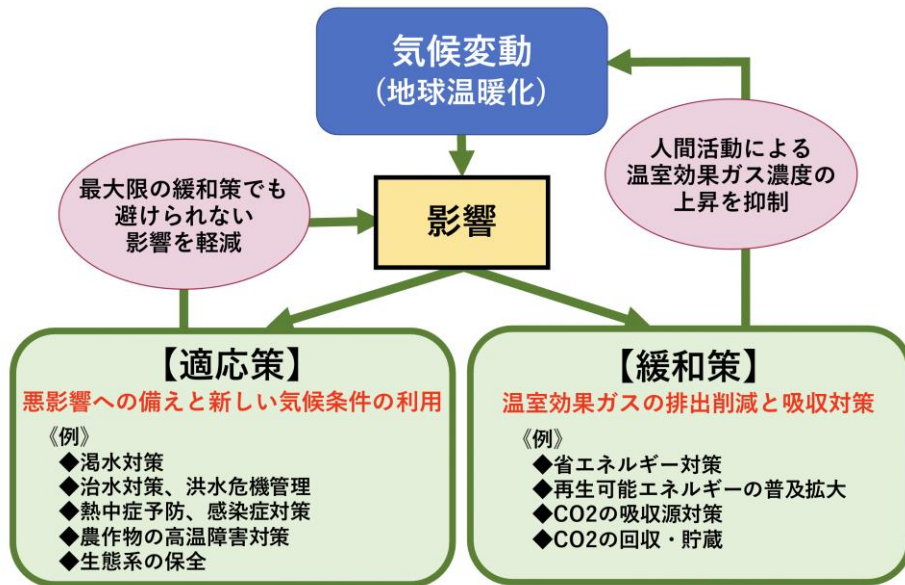
地域の脱炭素化促進のため、国・地方脱炭素実現会議において、令和3(2021)年6月に「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。地域脱炭素ロードマップでは、100か所の「脱炭素先行地域」を創出し、地域特性に応じた先行的な取組実施の道筋をつけること、脱炭素の基盤となる重点対策(自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等)を全国津々浦々で実施することを示しています。

こうした国内外の潮流を受け、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取組が進められています。

令和5(2023)年12月末現在、本町を含む1,013自治体が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明しています。

このため日本では、国全体が気候変動の影響を回避し低減することを目的として「気候変動適応法」を平成 30(2018)年に制定しました。気候変動適応法では、各地域が自然や社会経済の状況に合わせて適応策を実施することが盛り込まれています。将来の気候変動の影響に備えるため、各自治体が気候変動適応法に従って地域気候変動適応計画を策定しています。

図1-7 地球温暖化と適応策、緩和策の関係



緩和とは?

原因を少なく

2つの気候変動対策

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応とは?

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(3) 岐阜県の取組

岐阜県では、平成 21 (2009) 年3月に「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を制定、令和3 (2021) 年3月には当条例を改正しました。

また、平成 23 (2011) 年6月に岐阜県の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標及び長期目標並びに中期目標達成に向けた取組み等について定めた「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、令和3 (2021) 年3月には「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すため、新たに「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定しました。さらに、令和5 (2023) 年3月に中期目標の見直し等を行い、計画の改訂を行っています。

岐阜県が行う事務事業における温室効果ガス排出量については、令和3 (2021) 年5月に「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を策定し、令和3 (2021) 年 11 月に政府実行計画の改定及び地域脱炭素ロードマップの策定を踏まえた取組内容の追加や率先実施の取組の具体化など計画の一部を改正しました。

1-3 輪之内町の取組

本町では平成 20 (2008) 年3月に、町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、「輪之内町地球温暖化対策推進実行計画」(以下、「事務事業編」という。)を策定し、令和2 (2020) 年3月には事務事業編の2度目の改定を行い、「第3次輪之内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定しました。

また、令和4 (2022) 年3月には、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「輪之内町ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「輪之内町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

図1-8 輪之内町ゼロカーボンシティ宣言書

輪之内町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とみられる異常気象により世界各地で大規模災害が発生し、国内においても猛暑や豪雨災害など甚大な被害を及ぼす事例が毎年のように発生しています。こうした事態はまさに気候危機ともいえる事態と捉えられます。

私たちは、この危機的状況を認識し地球温暖化を喫緊の課題とし日々の暮らしの中でできることを考え、行動し、その対策に一人ひとりが積極的に取り組まなければなりません。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有され、この目標を達成するために「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする」ことが必要とされています。

輪之内町では第六次総合計画の基本目標のひとつに「環境にやさしく快適なまちづくり」を掲げ、豊かな自然環境を守り、誰もが安心して住むことができる環境を次世代へ引き継ぐために、町民及び事業者の皆様と共に「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現を目指すことをここに宣言します。



令和4年3月3日